

## 【重要事項説明書】

当園の入園や運営に関する重要事項です。よくお読みになってください。

### ○名称及び住所

#### 中心園

住所:神奈川県茅ヶ崎市新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル1F

名称:茅ヶ崎ゆめいろ保育園

#### 分園

住所:神奈川県茅ヶ崎市幸町 5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター1F

名称:茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園

### ○設置者住所・氏名

住所:神奈川県海老名市社家 6-14-5

名称:株式会社ステーション

### ○目的及び運営方針

目 的:本園は第二種社会福祉事業として、乳児及び幼児の保育事業を行います。

運営方針:園児・保護者・職員・保育園の安全と安心を確保し、地域との交流や協力体制を構築していく。

### ○職員の区分及び定員

- (1) 園長 (施設長)
- (2) 主任保育士
- (3) 保育士
- (4) 事務職員
- (5) 保育従事者
- (6) 栄養士・調理員
- (7) 嘱託医

※定員数は、県条例第 46 条第 2 項に定める基準を下回らない数とする。

### ○職員の心得

職員は保育従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行うよう努めます。

職員は職務上知りえた児童及び家庭の個人情報を守ります。職を退いた後も同じです。

## ○個人情報の開示

文書の閲覧をご希望の方は園長までお申し出ください。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。個人情報に関する文書には特に注意を払います。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
- (2) 開示することにより、本園の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき

## ○園の定員

### 中心園

- (1) 0歳児 3名(生後6ヶ月以降の乳児)
- (2) 1歳児 8名
- (3) 2歳児 9名
- (4) 3歳児 11名
- (5) 4歳児 11名
- (6) 5歳児 11名

### 分園

- (1) 1歳児 3名
- (2) 2歳児 3名
- (3) 3歳児 10名
- (4) 4歳児 10名
- (5) 5歳児 10名

## ○入園及び退園

入園:本園の入園児は、市長より保育を依頼された乳幼児です。

市長から保育を依頼された乳幼児が定員を上回るときは、保育の必要性が高いと認められる児童から優先的に利用できるよう選考します。

退園:次のいずれか該当したときは、退園となります。

- (1)茅ヶ崎市が保育の依頼を解除したとき。
- (2)その他、市長と協議のうえ退園が適当と認められたとき。

## ○保育料等

保 育 料:保育料は入園児が居住する市長が定めた額を茅ヶ崎市へお支払いください。

その他の費用:保育に必要な経費として別表1に定める費用を徴収します。

## ○保育時間

開 所 時 間:7時00分～19時00分

保育標準時間:7時00分～18時00分

保 育 短時間:8時30分～16時30分

延 長 保 育:(保育標準時間)18時00分～19時00分

(保 育 短時間) 7時00分～ 8時30分・16時30分～19時00分

※延長保育を希望する方は当園にご相談ください。

なお、延長保育には、別表2に定める延長保育料がかかります。

## ○登降園

登降園には、原則として保護者が付き添ってください。

送迎できないときや送迎の時間が変更するときは必ずご連絡ください。

具合が悪いときは休ませてください。

## ○保育内容

保育所保育指針に準じて保育計画を定め、各々の年齢・発達に応じた保育を行います。

## ○慣らし保育

必要に応じて慣らし保育をお願いすることがあります。

## ○給食

アレルギー対応が必要な方は必ず申し出てください。

## ○虐待等の禁止

本園では、園長が責任者となって、園児の人権を擁護し、虐待の防止等を図ります。そのために必要な研修を行います。また、虐待が疑われる場合は、保護者との連携を密にするとともに、必要に応じて関係機関等に通報することがあります。園児の人権を尊重し、園児に身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為は行いません。

## ○家庭との連絡

連絡帳、個人面談、保育便りなどにより保護者と常に密接な連絡を保ちます。

## ○行事

年間行事は別に定めます。

## ○休日

(1)12月29日から1月3日まで

(2)日曜日及び国民の休日

※災害その他の事由により、市長と協議のうえ休園日を設けることがあります。

## ○欠席

欠席する場合には、口頭又はコドモンシステムで保育園に届けてください。

感染症などにより、園内に感染の恐れがあると園長が認めた場合は、欠席していただくことがあります。

## ○ご家庭保育

お子様の体調がすぐれないときや感染症の疑いがあるときは、ご家庭での保育をお願いすることがあります。

## ○非常災害対策

地震、火事等の非常その他緊急の事態に備え、毎月1回避難及び消火訓練を行います。

## ○緊急時における対応

災害等の際には、園児を保護者に引き渡すまでの間は、園にて保護します。

保護者以外の方に園児の引き渡しを依頼するときは、あらかじめ園に緊急の場合の引き取り人を届け出てください。

## ○情報提供

園児が小学校に入学する場合、または、幼稚園、認定こども園、保育所、他の地域型保育事業若しくは

地域子ども・子育て支援事業を利用する場合に、当該園児に係る情報を必要な範囲で提供することがあります。

## ○ご意見・苦情の申し出

1. 相談解決責任者 竹中 久美子 (茅ヶ崎ゆめいろ保育園園長)

2. 受付担当者 溝部 真希子 (主任保育士)

3. 第三者委員 木村 典子 (連絡先 0467-86-2417)

原田 美子 (連絡先 0467-88-1618)

## ○保険

保険の額:1人1億円、1事故5億円

通院費等:1日2,500円

## ○その他の事業

当園では一時保育を実施しています。一時保育の料金は別表3のとおりです。

別表1

保育に必要な経費

項目※2	料金(単位円)※1	支払いを求める理由
給食主食費(3歳以上児)	2,000円 (月額)	給食提供のため
給食副食費(3歳以上児)	4,500円 (月額)	給食提供のため
防災頭巾	実費 (入園時)	保育に必要なため
カラー帽子	実費 (入園時)	
遠足参加費	実費 (3歳クラス以上)	
紙オムツ・おしりナップ	2,500円 (0.1.2歳クラス)	
食事用エプロン・おしぼり	880円 (0.1.2歳クラス)	

※防災頭巾等は、ご兄弟や知人から譲り受けたものでも構いません。

※実費額を徴収する際には、利用者へ別途、支払いを求める理由及び金額を通知する。

※費用の種類の詳細について、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び支払いを求める理由を保護者に説明し、同意を得た上で負担を求めることができる。

別表2

延長保育料

延長保育利用時間		料金(月額/単位 円)		
		0 歳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児
標準時間	18:00~18:30	5,000円	4,000円	3,500円
	18:00~19:00	7,000円	6,000円	5,000円
短時間	7:00~ 8:30	3,000円	3,000円	2,000円
	16:30~19:00	3,000円	3,000円	3,000円
定期利用者以外の園児及び上記時間外の延長保育利用: 15分につき 200円				

別表3

一時保育料

料金(日額/単位 円)			
年齢	1時間	給食/1食	おやつ/1回
0歳児	1,000円	300円	100円
1・2歳児	880円		
3・4・5歳児	640円		

(連絡先)

神奈川県海老名市社家 6-14-5  
株式会社ステーション(本社)  
担当:金岡 秀宣  
TEL046-238-3441

神奈川県茅ヶ崎市新栄町 12-12  
茅ヶ崎ゆめいろ保育園  
担当:竹中 久美子  
TEL0467-82-1119

神奈川県茅ヶ崎市幸町 5-8  
茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園  
担当:藤原 留美  
TEL0467-81-4153